

高校等で学び直す者に対する修学支援

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



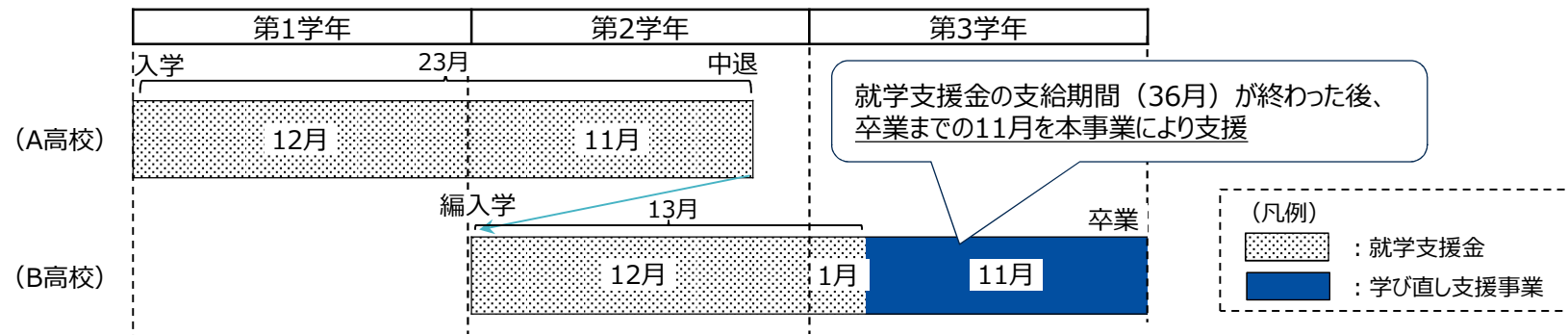
目的・目標

○都道府県が行う高校等に係る学び直し支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、高校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容

- ◆ 高校等を中途退学した後、再び高校等で学び直す者に対して、都道府県が、就学支援金の支給期間後も、卒業までの最長12月（定時制・通信制は最長24月）、継続して授業料に係る支援金を支給する場合に、国が都道府県に対して所要額を補助。
- ◆ 年収910万円未満世帯の生徒等を対象に118,800円を支給。
- ◆ 私立高校等に通う年収590万円未満世帯の生徒等は297,000円を上限として支給。

<イメージ（例）：A高校を1年と11月中途退学後、B高校の第2学年に編入学した場合>



対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）
高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等・一般課程）等
※高等学校等就学支援金と同じ

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

補助対象経費

都道府県が行う学び直し支援事業
※国立高校等は国が事業を実施

補助割合

国 10/10

公立高校等の家計急変世帯への修学支援

背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、家計急変により授業料の納付が困難となった世帯の生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

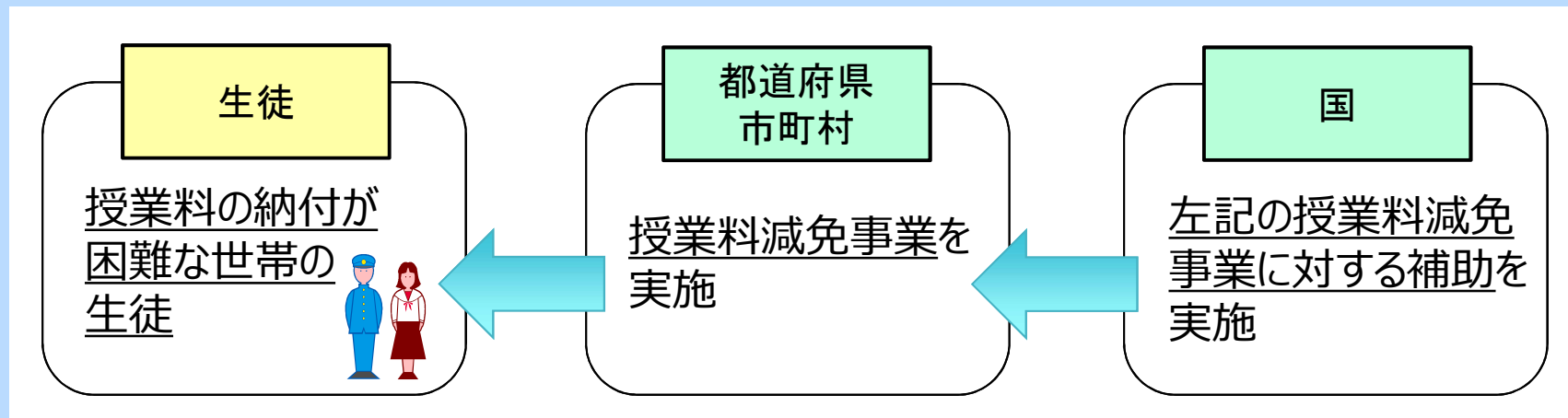


目的・目標

- 都道府県等が行う公立高校等に係る家計急変世帯への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、公立高校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容

- ◆ 保護者の失職、倒産などの家計急変により収入が激減し、低所得となった世帯の生徒に対し、都道府県等が授業料減免による緊急の支援を行う場合に必要な経費を補助。



対象校種

公立の高校等、私立の高等専門学校等（補助率 1 / 2）
 国立の高校等（補助率 10 / 10）

※私立の高校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）は、私立高等学校等経常費助成費補助金により支援。

実施主体

公・私立高校等：都道府県
 国立高校等：国

支援期間

家計が急変した日の翌月から収入状況が就学支援金の支給額に反映されるまでの期間



高校等専攻科の生徒への修学支援

令和3年度予算額（案） 223百万円
 （前年度予算額 245百万円）

※ 授業料以外の教育費は高校生等奨学給付金において別途計上

背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



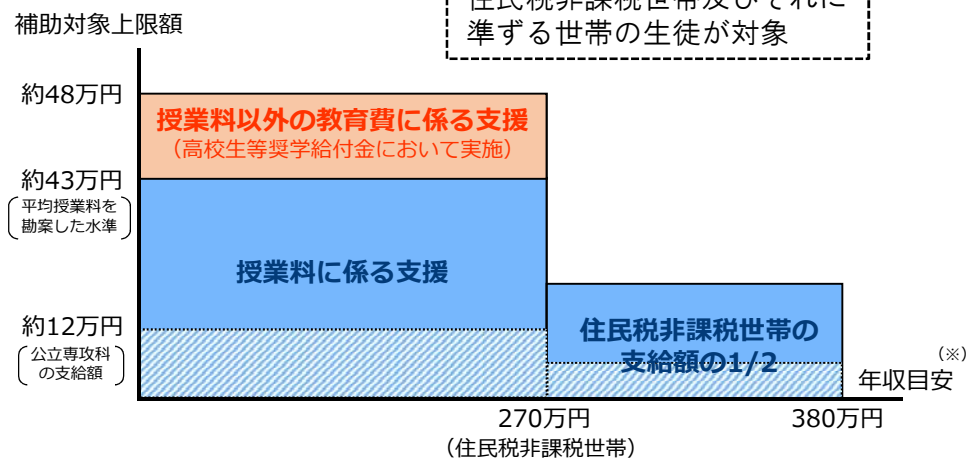
目的・目標

○都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容

- ◆ 高等学校等の専攻科に通う低所得世帯の生徒に対して、都道府県が授業料及び授業料以外の教育費について支援事業を行う場合、国が都道府県に対して所要額を補助。
- ◆ **令和3年度予算案 授業料以外の教育費について、家庭でのオンライン学習に必要な通信費相当額の増額（+12,000円）**

<支援スキーム>

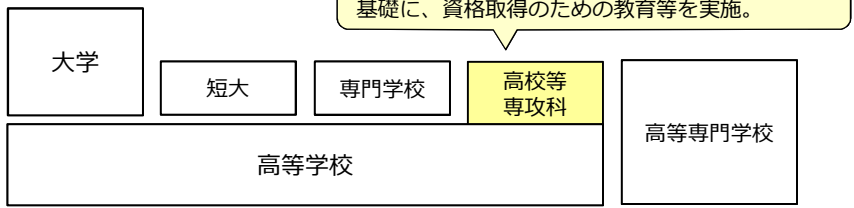


(※) 両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の目安

<1人当たり補助対象上限額>

	～270万円（住民税非課税世帯）		270～380万円	
	公立	私立	公立	私立
授業料	118,800円	427,200円	59,400円	213,600円
授業料以外	48,500円 (+12,000円)	50,100円 (+12,000円)	—	—

<各教育機関の位置づけ>



対象校種 高等学校及び特別支援学校の専攻科
 ※ 大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程（特別支援学校は、就労支援に資する教育課程を含む）を対象とする。

実施主体 都道府県

補助対象経費 高校等専攻科に通う生徒に対して都道府県が行う支援事業に要する経費

補助割合 授業料：国 1/2、都道府県 1/2
 授業料以外の教育費：国 1/3、都道府県 2/3

高等学校等就学支援金事務処理システムのアプリ改修について

高等学校等就学支援金事務処理システム（e-Shien）について、事務手続の簡素化等を目的として、以下 4 項目に関するアプリケーションの改修を実施。

マイナンバー事務手続の見直し

（R4.4実施）

- ◆ 自己情報取得API（マイナポータル）の活用
- ◆ 申請時にマイナンバーを入力可能とするための改修

<効果>

- ⇒ マイナンバーカードの写し等の提出が原則不要（現在は紙で管理）
- ⇒ 行政による情報照会が不要・審査事務の早期化



生活保護関係情報の取得対応

（R4.6実施）

- ◆ マイナンバーを利用して、「生活保護関係情報」の情報照会を可能とするための改修

<効果>

- ⇒ 生活保護受給証明書の提出が不要となる
- ⇒ 書類の確認事務を軽減

家計急変世帯への支援対応

（R5.4実施）

- ◆ 高等学校等就学支援金制度に家計急変世帯への支援の仕組みを創設することによる改修

<効果>

- ⇒ 都道府県や学校における事務負担の軽減

情報提供NWSの更改対応

※文科省が使用する個人番号系システムの改修

（R4.1実施）

- ◆ 総務省が提供する情報提供ネットワークシステム（NWS）の更改に伴う改修
 - ✓ ミドルウェアアップデート
 - ✓ 情報提供等記録のオンライン追記

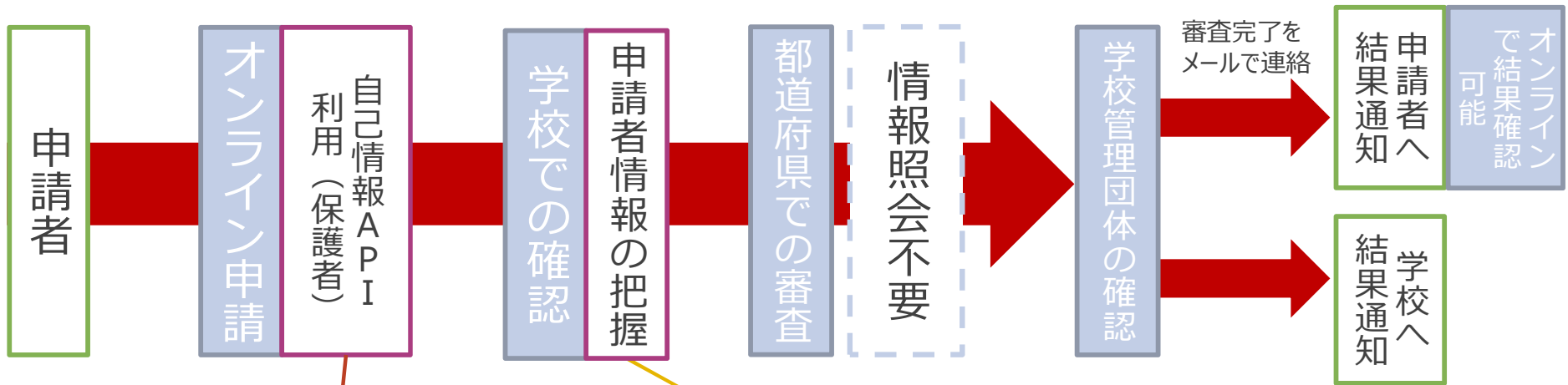
<効果>

- ⇒ 情報照会が引き続き実施可能となる
- ⇒ 情報提供等記録が自動的に追記処理可能となり、作業の効率化

※ あくまで検討中のイメージであり、今後変更もあり得ます。

(令和2年12月時点)

資料7



(画面イメージ)

e-Shien 申請画面

- 生徒氏名 就学太郎
- 保護者A 就学一郎
課税標準額 ○○円
調整控除額 ○○円
- 保護者B 就学花子
課税標準額 ○○円
調整控除額 ○○円

API

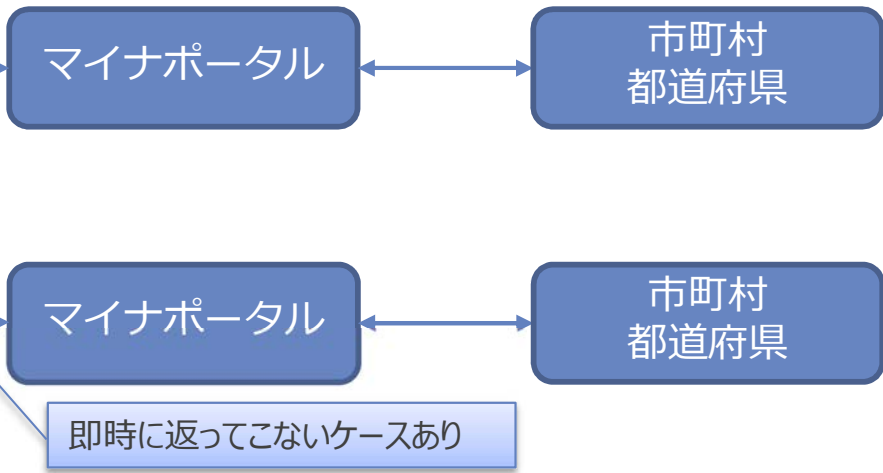
API

申請

支給可否の推定が可能→授業料徴収額の把握

保護者A/Bそれぞれについて、

- ・マイナンバーカード及びマイナポータルへのログインが必要
- ・**収入状況届出時も含め、在学中4回の所得確認時に対応が必要**



※マイナンバーカードを保有していない場合は、従前どおりのマイナンバーによる情報照会を行う。

※マイナンバーカードを保有していない人については、申請画面でマイナンバーを入力



高等学校等就学支援金における家計急変世帯への支援に向けたスケジュール (R2.12時点)

<事業概要>

令和5年度から高等学校等就学支援金制度に家計急変世帯への支援の仕組みを創設する。

